

小竹町監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項及び小竹町監査規程（昭和28年小竹町規程第4号）第8条第2項の規定により、令和5年度定期監査の結果を下記のとおり公表する。

令和5年11月29日

小竹町監査委員 立川 や よ い
小竹町監査委員 一 滴 浩 子

記

1 監査の概要

(1) 監査の対象

財務に関する事務の執行状況が法令等に則り適正に処理されているかを主眼とし、特に委託業務について幾つか抽出し監査を行った。

(2) 監査の実施日

令和5年11月14日

(3) 実施した監査手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行について、事前調査により提出された調書及び関係職員からの聴取によって監査を実施した。

2 監査の結果

監査の結果、いずれの対象も概ね適正に執行されているものと認められた。なお、監査における意見を以下のとおりそれぞれ述べる。

- (1) 創造舎管理委託については、その施設の役割に低迷が見られる。また町内に役割が重複している施設もある中、毎年同額の委託費用にて契約がなされている。利用者が減少している中で毎年同額の内容で契約するのではなく、現状の利用に応じて、事業の見直しも含め検討すること。
- (2) 生活支援ハウス運営業務については、事業開始から毎年同額での契約がなされている。委託料の積算の根拠となる経費について、来年度は借入金の返済終了により償還金の経費が減額されることから、積算根拠の中身を精査し、適正な金額での契約を実施すること。
- (3) 子育て援助活動支援事業については、なくてはならない事業であることは理解できるが、利用者数に対して年間の費用はかなりの金額となっている。委託費用の積算根拠に不明瞭な経費もあるため、経費について中身を精査し、適正な金額での契約を実施すること。

最後に、業務委託については例年委託を要するものであっても、その年度の委託内容や計画等によりその事業の状況は異なるものとする。したがって、毎年実施していた事業であっても、適正な金額であるのかや町民にとって本当に必要な事業であるのか等、常に疑問を持って検証し、町での直接実施では成しえない委託の効果を最大限発揮されたい。